

# 大阪医科大学 研究支援センタートランスレーショナルリサーチ部門 運営委員会細則

(平成30年1月30日施行)

(設置及び名称)

**第1条** この細則は、大阪医科大学研究支援センタートランスレーショナルリサーチ部門（以下、「TR部門」という。）細則第5条第2項に基づき、TR部門の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

**第2条** 運営委員会（以下、「委員会」という。）は、TR部門の管理及び運営に関する事項を審議する。

(委員長)

**第3条** 委員会に委員長を置き、部門長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(組織)

**第4条** 委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 部門長

(2) バイオバンク試料提供をおこなう各診療科で定める担当委員

(3) 部門長により指定される倫理委員会担当委員

(4) その他、部門長、委員長が必要と認めた者

(議事)

**第5条** 委員会は、委員の過半数の出席（代理出席と委任状を含む。）により議事を開く。

2 採決を要するときは、出席委員の過半数の賛否によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

**第6条** 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(改廃)

**第7条** この細則の改廃は、学長が行う。

## 附 則

この細則は、平成30年1月30日から施行する。